令和　年　　月　　日

足利市長　　　　　　宛て

所在地

名称

代表者職氏名

代表者の住所

代表者の生年月日　　　年　　月　　日

指定管理者の指定申請に係る誓約書兼同意書

足利市老人福祉センター幸楽荘の指定管理者の指定申請に当たり、下記の１から４までの事項について誓約します。

また、申請内容等について疑義が生じた場合は、足利市長が下記の５から７までの事項を行うことを同意します。

記

１　申請書その他の提出書類の全ての記載事項は、事実と相違しないこと。

２　足利市老人福祉センター幸楽荘指定管理者募集要項で定める申請の資格を満たしていること。

３　足利市長の指示に従い、申請の資格要件等に関する書類を速やかに提出すること。

４　次の各号のいずれにも該当しないこと。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの

(4) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの

(5) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(6) 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの

(7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

５　申請内容等について必要な確認、調査その他の情報収集を行うこと。

６　足利市老人福祉センター幸楽荘指定管理者募集要項で定める申請の資格に該当するかどうかを確認するため、足利警察署に照会すること。

７　足利市税等(延滞金を含む。)の滞納の有無を調査すること。